

紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン新旧対照表【概要版】

(平成 30 年 10 月 1 日改訂)

新		旧	
<p>※紀の川市としては、<u>状態等を踏まえながら、訪問型（通所型）サービスA・Cの利用を促進していきます。</u></p>		<p>※紀の川市としては、<u>状態等を踏まえながら、訪問型（通所型）サービスA・Cの利用を促進していきます。</u></p>	
<p>実施方法 事業所指定</p>		<p>実施方法 事業所指定</p>	
<p>サービス提供者 訪問介護員（訪問介護事業者）</p>		<p>サービス提供者 訪問介護員（訪問介護事業者）</p>	
<p>予防給付の基準を基本とします。 （平成 30 年 10 月 1 日より以下の①、②、③、④を加えます） ①生活援助中心型研修の修了者について生活援助サービス（身体介護サービスを除く）において、訪問介護員として従事できるものとする。 ②サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧 2 級課程修了者を任用要件から廃止します。*ただし、現に従事している者については、平成 30 年度末まで経過措置を設ける。 ③サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報提供することについて、サービス提供責任者の責務とする。 ④サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない。</p>		<p>予防給付の基準を基本とします。 （平成 30 年 10 月 1 日より以下の⑤を加えます） ⑤機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様に対応を行う。 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、機能訓練の対象資格（※）を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 ヶ月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。 （※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師</p>	
<p>基準</p>	<p>基準 人員 設備</p>	<p>基準 人員 設備</p>	<p>基準 人員 設備</p>
<p>■介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）に基づき個別サービス計画の作成 ■運営規程等の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■訪問介護員の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密の保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止、休止の届出と便宜の提供 ※従前の基準と同様</p>		<p>■介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）に基づき個別サービス計画の作成 ■運営規程等の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密の保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止、休止の届出と便宜の提供 ※従前の基準と同様</p>	
<p>■訪問型サービスⅠ 週1回程度のサービス(月5回まで) 11,680円/月(事業対象者・要支援1・2) ■訪問型サービスⅡ 週2回程度のサービス(月10回まで) 23,350円/月(要支援1・2) ■訪問型サービスⅢ 週3回まで 37,040円/月(要支援2) ※月額包括算定</p>		<p>■通所型サービス1 16,470円/月(事業対象者・要支援1) ■通所型サービス2 33,770円/月(要支援2) ※月額包括算定 ※サービスの利用回数はサービス事業所のアクセスメントにより必要な回数により決定する。</p>	
<p>■初回加算 200単位 ■特別地域加算 所定単位数に15%加算 ■生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月 ■生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月 ■中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数に10%加算 ■中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数に5%加算 ■介護職員処遇改善加算 国の基準に基づいて、加算します。</p>		<p>■若年性認知症利用者受入加算 240単位/月 ■生活機能向上グループ活動加算 100単位/月 ■運動器機能向上体制加算 225単位/月 ■栄養改善体制加算 150単位/回 ■栄養スクリーニング加算 5単位/回 ■口腔機能向上体制加算 150単位/回 ■選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)・(Ⅱ) (Ⅰ)480単位/月・(Ⅱ)700単位/月</p>	
<p>■サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ 事業対象者、要支援1 72単位/月 要支援2 144単位/月 (Ⅰ)ロ 事業対象者、要支援1 48単位/月 要支援2 96単位/月 (Ⅱ) 事業対象者、要支援1 24単位/月 要支援2 48単位/月 ■事業所評価加算 120単位 ■生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月 ■介護職員処遇改善加算 国の基準に基づいて、加算します。</p>		<p>■サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ 事業対象者、要支援1 72単位/月 要支援2 144単位/月 (Ⅰ)ロ 事業対象者、要支援1 48単位/月 要支援2 96単位/月 (Ⅱ) 事業対象者、要支援1 24単位/月 要支援2 48単位/月 ■事業所評価加算 120単位 ■生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月 ■介護職員処遇改善加算 国の基準に基づいて、加算します。</p>	
<p>■同一建物等居住者にサービスを提供する場合の減算 ①事業所と同一建物に居住する者(②を除く) 所定単位数×90% ②上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合) 所定単位数×90% ■サービス提供責任者体制の減算 所定単位数×70%</p>		<p>■事業所と同一建物に居住する利用者の減算 事業対象者、要支援1 376単位減算 要支援2 752単位減算 ■職員の欠員による減算(看護職員・介護職員) 所定単位数×70% ■定員超過による減算 所定単位数×70%</p>	
<p>利用料(利用者負担) 単価×1割相当 ※一定以上の所得者は、2割または3割相当</p>		<p>利用料(利用者負担) 単価×1割相当 ※一定以上の所得者は、2割または3割相当</p>	

☑基準緩和の考え方

	基準緩和の考え方（訪問型サービスA）	介護予防訪問介護相当の基準
従業員の資格	身体介護に従事しないため一定の研修を受講した雇用労働者でサービス提供が可能	身体介護に従事するため、有資格者でサービス提供
従業員の必要数	事業実施において必要数	常勤換算2.5人以上
サービス提供責任者（訪問事業責任者）の資格	①介護福祉士 ②実務研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修課程修了者（平成30年10月1日以降下記の要件を加えます） サービス提供責任者のうち、3年以上の経験を有する初任者研修課程修了者を任用要件から廃止します。※ただし、現に従事している者については、平成30年度末まで経過措置を設ける。	
サービス提供責任者（訪問事業責任者）数	事業実施において必要数	利用者：常勤換算＝40：1
設備基準	従前の介護予防訪問介護と同様	
運営基準	同上	
管理者	1名以上（非常勤や兼任も可とする）	原則として専従常勤1人

	基準緩和の考え方（通所型サービスA）	介護予防通所介護相当の基準
従業員の資格	従前の基準と同様 ※ただし、通所型サービスAは、身体介護や入浴介助の提供は想定されていません。	
従業員の必要数	従事者～15人専従1人以上 15人～利用者1人に0.1以上	介護職員～15人専従1人以上 15人～利用者1人に専従0.2以上

設備基準	従前の介護予防通所介護と同様
運営基準	同上
管理者	専従1名以上（非常勤も可とする） 原則として常勤・専従1人以上

※介護給付と一体的に委託事業を提供する場合、プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とします。
また、利用定員については、介護給付と総合事業併せて、指定された定員を超過しないようご留意ください。

☑緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）

サービス内容	■生活援助中心型のサービス（身体介護や入浴介助は含まない） 例：調理、掃除、洗濯やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、買い物代行 等 ■サービス提供時間/回 ・20分未満 ・20分以上45分未満 ・45分以上（1時間程度のサービスを想定） ■サービスの支援内容は、自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは利用者にしてもらい、できないことはできるように共同で取り組むこと。
対象者	要支援認定者及びサービス事業対象者
サービス提供の考え方	ADLは自立しているものの、IADLの一部に支援を必要とケアマネジメントで認められるケース。
事業の実施方法	事業委託
人員基準	■管理者：常勤・専従1人以上（支援がない場合、他の職務、又は同一敷地内のほかの事業所等の業務に従事可能） ■訪問事業責任者：従事者のうち必要数（任用要件について、従前の予防給付と同様であるが、10月

- 15 -

	1日以降について、3年以上の経験を有する初任者研修課程修了者を任用要件から廃止します。 ※ただし、現に従事している者については、平成30年度末まで経過措置を設ける。） ■従事者：必要数 （資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者または一定の研修受講者、訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者（平成30年10月1日より施行。））
設備基準	■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備
運営基準	■個別サービス計画の作成 ■従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■従事者または従事者であった者の秘密の管理 ■事故発生時の対応 ■廃止、休止の届出と便宜の提供 ※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、従前の予防給付の基準と同様
訪問事業責任者	委託訪問介護事業所の従事者
単価	1,000円/回 ※20分未満のサービス 1,500円/回 ※20分以上45分未満のサービス 1,860円/回 ※45分以上のサービス

- 16 -

☑基準緩和の考え方

	基準緩和の考え方（訪問型サービスA）	介護予防訪問介護相当の基準
従業員の資格	身体介護に従事しないため一定の研修を受講した雇用労働者でサービス提供が可能	身体介護に従事するため、有資格者でサービス提供
従業員の必要数	事業実施において必要数	常勤換算2.5人以上
サービス提供責任者（訪問事業責任者）の資格	①介護福祉士 ②実務研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者	
サービス提供責任者（訪問事業責任者）数	事業実施において必要数	利用者：常勤換算＝40：1
設備基準	現行の介護予防訪問介護と同様	
運営基準	同上	
管理者	1名以上（非常勤や兼任も可とする）	原則として専従常勤1人

	基準緩和の考え方（通所型サービスA）	介護予防通所介護相当の基準
従業員の資格	現行の基準と同様 ※ただし、通所型サービスAは、身体介護や入浴介助の提供は想定されていません。	
従業員の必要数	従事者～15人専従1人以上 15人～利用者1人に0.1以上	介護職員～15人専従1人以上 15人～利用者1人に専従0.2以上
設備基準	現行の介護予防通所介護と同様	
運営基準	同上	
管理者	専従1名以上（非常勤も可とする）	原則として常勤・専従1人以上

- 12 -

※介護給付と一体的に委託事業を提供する場合、プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とします。
また、利用定員については、介護給付と総合事業併せて、指定された定員を超過しないようご留意ください。

☑緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）

サービス内容	■生活援助中心型のサービス（身体介護や入浴介助は含まない） 例：調理、掃除、洗濯やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、買い物代行 等 ■サービス提供時間/回 ・20分未満 ・20分以上45分未満 ・45分以上（1時間程度のサービスを想定） ■サービスの支援内容は、自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは利用者にしてもらい、できないことはできるように共同で取り組むこと。
対象者	要支援認定者及びサービス事業対象者
サービス提供の考え方	ADLは自立しているものの、IADLの一部に支援を必要とケアマネジメントで認められるケース。
事業の実施方法	事業委託
人員基準	■管理者：常勤・専従1名以上（支援がない場合、他の職務、又は同一敷地内のほかの事業所等の業務に従事可能） ■訪問事業責任者：従事者のうち必要数（任用要件について、現行の予防給付と同様） ■従事者：必要数 （資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者または一定の研修受講者）
設備基準	■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備

- 13 -

	<p>15人を超える場合は、利用者1人に必要数(利用者10人に1人を想定) ※は、業務に支障がない場合、他の職務、又は同一敷地内のほかの事業所等の業務に従事可能。 管理者もしくは従事者について、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、また、機能訓練指導員など通所型サービスを行う際に必要な能力を有すると認められる者を配置してください。</p>
設備基準	<p>■サービスを提供するために必要なスペース(3㎡×利用定員以上) ■消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■その他の必要な設備</p>
運営基準	<p>■個別サービス計画の作成 ■従事者の清潔の保持・健康管理・検察の保持等 ■事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の供与等 ※下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、従前の予防給付の基準と同様</p>
単価	<p>2,300円/回 ※2時間以上3時間未満のサービス 2,790円/回 ※3時間以上</p>
単価設定の根拠	<p>指定介護予防通所介護の介護報酬とする。(算定単位は1回、1単位:10円) 要支援1 月額定額報酬 1,647単位/月÷5回=329.4単位 ■3時間以上のサービス 329単位-50単位=279単位 ※入浴介助分を減算 50単位 ■2時間以上3時間未満のサービス 329単位×0.7=230.3単位 ※介護給付の2時間以上3時間未満の通所介護サービスを行う場合の取扱いに準じる。 I 通所型サービス1:事業対象者・要支援1(週1回程度) II 通所型サービス2:事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※上記I及びIIともに単位は、各サービス時間単位の通り</p>
加算	介護職員処遇改善加算

運営基準	<p>■個別サービス計画の作成 ■従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■従事者または従事者であった者の秘密の管理 ■事故発生時の対応 ■廃止、休止の届出と便宜の提供 ※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、現行の予防給付の基準と同様</p>
訪問事業責任者	委託訪問介護事業所の従事者
単価	<p>1,000円/回 ※20分未満のサービス 1,500円/回 ※20分以上45分未満のサービス 1,860円/回 ※45分以上のサービス</p>
単価設定の根拠	<p>指定介護予防訪問介護の介護報酬とする。 (算定単位は月額、1単位:10円) ■20分未満のサービス 150単位×0.67=100.5単位 ※介護給付の単位数にならって算定 (単サービス上限回数におけるI・II・IIIとも100単位) ■20分以上45分未満のサービス 186単位×0.81=150.66単位 ※介護給付の単位数にならって算定 (単サービス上限回数におけるI・II・IIIとも150単位) ■45分以上のサービス 233単位×0.8=186.4単位 ※旧3級ヘルパー減算相当 (単サービス上限回数におけるI・II・IIIとも186単位)</p>
加算	<p>中山間地域におけるサービスの確保のため、地域を指定して加算を設ける市独自の加算します。 ※サービス単価の15%を加算。(紀の川市高齢者福祉事業の外支援助サービスの指定地域を想定) ■指定地域 ・打田地区:神湯、中畑、高野、五百谷 ・粉河地区:上勝神地区(勝神)、西川原、東川原、上精測、中精測、下精測</p>